

研究所ニュース No.79

リベラしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388
FAX 092-645-0387 Mail:info@f-jinken.com URL:<http://www.f-jinken.com/>

“松本治一郎とは何者だったのかと考える自分がいます。

演題を「永遠水平のために」としたのは、

「世界水平」の理想がむごたらしい現実をまことに潰してしまったようになっているのを、
つま先立ちになりながらでも踏んばって、引き戻したいと願うからです。”（高山文彦 記念講演資料集から）

「松本治一郎先生逝去50周年記念集会」が開催されました

2016. 11. 22(火)

2016年11月22日(火)福岡市立中央市民センターで標記の集会が開かれました。集会には、松本治一郎(1887~1966)ゆかりの人たちなどが全国から約640人つどいました。

松本治一郎は、現福岡市に生まれ、1922年3月3日に創立された全国水平社の呼びかけに応え、1923年5月に全九州水平社を結成。全国水平社総本部中央委員会議長などを歴任し、戦後も部落差別解消に力を尽くし、国会議員も約30年間務めました。「不可侵 不可被侵」を座右の銘とし「世界のどこかに差別がある限り、日本の部落解放もない」と語り、外国との友好親善、「世界水平・人間解放」の実現に向けて奮闘しました。

開会行事では、稻積謙次郎実行委員長が主催者あいさつ、小川洋福岡県知事、部落解放同盟中央本部組坂繁之執行委員長が来賓あいさつ、その後、生誕100周年記念ドキュメンタリー映画「この人を見よ～解放の父・松本治一郎～」(1987.6.17)の上映が行われました。



続いて、ドキュメンタリー作家高山文彦さん(『水平記』の著者)の記念講演「永遠水平のために～松本治一郎とは何者だったのか～」、インド仏教徒国際大学講師スシャント・ゴドウゲートさんのカースト制度に関する特別報告「インド・ダリッド差別」などが行われました。

* * *

左の写真は、集会当日参加者に配付された『資料集』の表紙です。第一部はあいさつ、記念講演要旨等。第二部は「資料 松本治一郎先生の軌跡」。構成は次のとおり。

- 1 写真でたどる松本治一郎先生
- 2 松本治一郎論説「血の水平社運動五十年」「解放への道」
- 3 資料「松本治一郎の生涯～世界水平・人間解放先駆者の道」
- 4 松本治一郎年譜

『全九州水平社創立90年記念誌』(企画編集(公社)福岡県人権研究所 2014)をもとに加筆修正、再編集するとともに、その後の研究成果を踏まえた新資料を掲載するなど、貴重な資料集になっています。(A4判 95ページ。友人・知人にもご紹介を。価格1,000円(会員)注文は研究所事務局へ。)

◇2016.11.12～11.17
「いのち・愛・人権」北九州展2016
◇2016.11.27
「ふれあいフェスタ2016」in 北九州市
に 出展しました。

あらゆる差別をなくし、優しさと温かさにあふれるまちづくりをめざす「いのち・愛・人権」北九州展2016が北九州市小倉北区のコレット5階特設会場で11月12日（土）～17日（木）まで開かれました。

本研究所は、共催団体として参画。開会式の12日（土）には、本研究所松尾祐作所長が、北橋北九州市長とともにテープカットに参加しました。開催は5年ぶり6回目で、人権諸課題に取り組む団体の展示や持続可能な社会づくりのキーワードである人権・環境・平和の大切さを考える展示が行われました。

本研究所は、松本治一郎逝去50周年という節目の年として、松本治一郎の遺品（帽子やステッキ、旅行カバンや手紙、電報など）とともに、全九州水平社運動や部落解放運動等の関係史資料を展示しました（写真上）。

報告 2016.12.6(火), 7(水)

「人権社会確立 第36回全九州研究集会」 が 開催されました。

4月の熊本地震で延期されていた「人権社会確立第36回全九州研究集会」（主催：同集会実行委員会）が12月6日（火）～7日（水）佐賀県総合体育馆をメイン会場に開催されました。1日目は、富吉賢太郎さん（佐賀新聞社専務取締役・編集主幹）の特別報告「差別発言から20年／あらゆる差別撤廃に向けて—佐賀新聞の取り組み」と、「貧困と生きづらさから考える 無条件の生存の肯定」というテーマで雨宮処凜さん（作家・活動家）と組坂繁之さん（部落解放同盟中央執行委員長）による記念講演（対談）がありました。2日目は、第1分科会「人権政策確立の現状と課題」、第2分科会「狹山再審闘争と司法民主化の課題」、第3分科会「子育てと教育の現状と課題」、第4分科会「被差別部落の歴史と現在」、第5分科会「人権確立に向けた宗教の現状と課題」、第6分科会「人権確立に向けた企業の現状と課題」、第7分科会「人権のまちづくりと隣保館活動」、第8分科会「基礎講座」の8つの分科会で活発な討議が交わされました。

11月27日（日）、北九州市戸畠区のウェルとばたで行われた「ふれあいフェスタ2016」にも松本治一郎関係の展示を行い、多くの方々に伝えることができました。

◇2016.11.02
「史実と授業・啓発の結合をめざして」
<松本治一郎と各地の水平運動 及び
人権学習と社会科歴史学習の十字路>
を 開催しました。

「いのち・愛・人権」北九州展 2016



本研究所主催の「史実と授業の結合をめざして」（兼第192回定例研究会、第9回部落史研究部会、第8回歴史学習プロジェクト、第9回史資料プロジェクト）が、2016年11月2日（土）13:30から新装なった古賀市の「リーパスプラザこが」で行なわれました。参加31人。

報告内容は、一つ目は①竹永茂美会員（本研究所特別プロジェクト「松本治一郎・井元麟之研究会」副代表）の「松本治一郎と各県各地の水平運動～松本治一郎あて電報を中心～」、二つ目は②塙本博和理事（本年度研究助成「歴史学習プロジェクト」代表）の「明治維新の激動と『身分』～人権学習と社会科歴史学習の十字路～」の2本の報告でした。

意見交流の後、コーディネーターの石瀬豊美理事（イシタキ人権学研究所所長）のまとめで終了しました。

*竹永茂美さんの報告は機関誌『リベラシオン』No.164に掲載しています。

2016.12.16 (金)

「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

法律第百九号(平二八・一二・一六)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応するための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応するための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行ふものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行ふよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【新会員の声】/ 今年度入会した田代脩さんに投稿していただきました。】

引き続き、新会員募集中です！先日機関誌第164号発送の際に同封した“経営の安定した魅力ある研究所にするため”のアンケートにご意見、提言を！第一次提出期限は2017年1月10日(火)です。

私は、公立小学校に勤務しています。職場の先輩から、人権・同和教育を学ぶ場として公益社団法人福岡県人権研究所の教育部会があることを教えてもらいました。2016年4月に入会し、教育部会に参加しています。

12月10日（土）の「第4回教育部会」は、立花高校の先生の「生徒個々の特性を活かす学校づくり」という実践報告でした（写真）。「できないことを嘆くよりできていることを認めていこう!!」

という共感的理解から始まる、生徒との人間関係づくりというなど個性を前向きに受け入れる深さを感じました。



研究所から案内をみて「博多毎日新聞差別事件100周年のつどい」にも参加しました。地元福岡でこのような差別があったことを知りませんでした。こうした差別と闘った人たち（松本治一郎、井元麟之さん）などの活動が、現代の差別をなくそうという取り組みや運動につながっていることを学びました。差別によって起きた事件、差別に苦しんだ人たちがいることを知ることが現在の差別をなくしていくことの第一歩だと思います。

会員になって学習会に参加することで、差別の歴史や個性を活かす実践を知る機会になるとともに人権・同和教育を学んでいくことが非常に大切だと実感しています。私も学んだことを活かした実践をぜひ発表したいと考えています。

◆ 2016.11.2 ◆

第14回 筑前竹槍一揆ウォーク in 宇美 を開催しました。

本研究所主催「筑前竹槍一揆ウォーク」も数えて14回目。今年は、最近恒例になっていた真夏(8月)開催を避けて11月開催にしました。秋晴れの中、会場の宇美中央公民館に集合した参加者は31人。まず本研究所 谷口研二 事務長が、主催者あいさつを行いました。

午前は、本研究所 石瀧豊美理事（イシタキ人権学研究所所長）の「筑前竹槍一揆ウォーク in 宇美」の講話、一昨年開催地の福津市唐津街道畦町（あぜまち）宿保存会 岩熊 寛 事務局長のメッセージ（「睡蓮忌」の呼びかけ）がありました。

午後からフィールドワークに出発。岡山県から参加された加茂人権問題研究会（明治政府反対一揆で被差別部落が被害にあった美作騒擾の研究を行っている）原田泰藏さんに筑前竹槍一揆ウォーク in 宇美について寄稿していただきました。

寄稿

岡山県／加茂人権問題研究会 原田泰藏

今回津山から3名参加させていただきました。ウォークには一昨年に統いて2回目の参加となりましたが、今回もいい学習になりました。最高だったのは、それぞれの案内に、かかわりの最も深い方々が直に説明して下さったことです。

特に強く印象に残ったのは、小林酒造です。



柱に一揆の傷跡がそのまま残されていて、見学者の私たちにお店の方方が丁寧に説明して下さったことです（写真：上）

そういうことのできる関係性を会のお世話を下さっておられる方がつくり上げておられることに敬意を表したいと思います。これこそが、今問われている広がりのある連携のあり方だと感激しました。

【*注（写真：左）「神武家に残る刀傷」今回は、神武家前で写真による説明をさせてもらいました。】

岡山県北津山の地でも、現

地視察は何度も行うのですが、それぞれの現地で関係者の方々とつながりながら視察を行うということはほとんどできていません。むしろどちらかというと「来てもらつては困る」と言う空気もあって、その点を突破できない津山の現状から言うと、福岡ではやっぱりすごいなとあらためて感じました。何度も通い関係者とつながること以外にはないだろうなと今痛感しております。



宇美町歴史資料館（写真：下）と宇美八幡宮の見学についても非常によかったです。直接は一揆との関連はなかったものの、地元の歴史がわかることは、その地域の人たちのことがわかることがあります。こういう見学もいいことだなあと感じました。

このウォークの大きな目標が、「筑前竹槍一揆を教科書に載せること」と石瀧先生は語られておられましたが、その目標に沿って、そのために裾野を広げながら取り組んでおられるのだろうと感じています。

石瀧先生には、今回も非常にありがとうございました。

津山から持参した江戸時代、明治時代の2種類の古文書を休憩の時お見せし、読んでいただくようご要望したところ、瞬時に読んでいただきました。びっくりしました。特に江戸時代の古文書は、さっぱりわからなかつたものでしたが、部落問題に関連し



た内容だと判明して、驚きました。はじめは読みなくても、毎日少しづつ読み進め

ていけば読めるようになると石瀧先生は教えて下さいました。この点でも、今回来させていただけてよかったです。

最後に私への発言の機会まで与えて下さって、ありがとうございました。

こういう形で、福岡と岡山の研究の交流が少しでも成り立っていることの意味は大きいと私は実感しています。何はともあれ、津山のメンバーと福岡の方たちとが、相互に顔と名前がわかり、気軽に話し合える関係ができてきました。これこそがほんものの交流だと私は思います。明治美作騒擾の視察でご要望があれば少人数であっても何

参／加／者／の／感／想／か／ら

○とても満足しました。屋内の研修と屋外でのフィールドのバランスも丁度良いと思います。

今後、竹槍一揆とのメインの箇所（過去行ったところ）を再度巡るのもいいと思います。○何回来ても新しい発見ができ、参加して良かったという思いです。在日との接点があればその方向も取り入れてほしいです。まだまだ知らないことが多いので各地の紹介お願いします。

○筑前竹槍一揆のことを様々な角度から勉強しております。大変参考になりました好天下でのウォークも気持ち良いものでした。井上勝次など受刑者についても取り上げてほしいと思います。

○ポイントごとにわかりやすい説明で大変勉強になりました。参加して本当によかったです。福岡市内（地名略）のフィールドワークを企画していただければ深甚です。

○企画運営は大変ですが、今後も地元の人たち・団体と協力して、今後もぜひ継続してほしいです。

■□ 宇美町歴史資料館、町おこし有志の会など地元の方に物心ともにたくさんのご協力をいただきました。ありがとうございました。（事務局）□■

時でもご案内させていただきます。

それから、今後の会の動きについて2点します。ご都合が付きましたらご参加下さい。

1 川元祥一さん講演

川元さんは部落出身の作家です。生まれば、津山です。神奈川県に住んでおられます。その川元さんの実家は、騒擾のただ中、明治6年5月30日に打ちこわしにありました。その辺の経緯を中心に、講演をして下さいます。

日時：2017年2月16日（土）13:30～17:00

場所：津山市公郷会館

演題：「解放令反対一揆」とわたし

2 上杉聰さん提唱「第6回追悼の道行き」

年々深まりをもぢながら、2日間にわたるこの会は、30名前後の参加者によって広がりを見せつつあります。今回は、追悼のための法要をもう一つの寺「教福寺」で予定しています。もし希望がありましたら、3月中には、ご一報下さい。

日時：2017年5月20日（土）正午

～21日（日）正午

内容：1日目は、現地視察と法要、2日目は

津山市公郷会館で学習会の予定

スタッフの皆さん、本当にいろいろとお世話をいただきありがとうございました。

是非、津山にもお越し下さい。

2016.11.27(日)

**2016年度第2回外国人部会
「農作業見学とフィリピン人技能実習生との交流」を行いました。**

久留米市北野町の「千広農産ビニールハウス」でフィリピン人技能実習生の農作業見学をしました(写真)。見学の後、稻吉廣樹社長のお話を聞いたり、フィリピン人技能実習生と交流を行つたりしました。参加者は外国人技能実習生問題に関心があり、実習生と直接話せることでよかったです。

いう声が聞かれました。

(公社)福岡県人権研究所は、2017年度研究プロジェクトを募集します。

応募要項

- 1 助成対象分野 福岡県における部落問題をはじめとする人権問題の解決に資する分野の研究。
- 2 応募資格・条件
 - (1) 代表者は研究所会員とする。研究分担者は会員外でも可。
 - (2) 経過・成果については年度末の理事会に報告する。
 - (3) プロジェクトの成果は福岡県人権研究所の機関誌『リベラシオン』で発表する。
 - (4) 申請はグループ・個人につき一件とする。
 - (5) 昨年度に助成を受けたプロジェクトも申請できる。
- 3 助成期間 研究期間は1年とする
- 4 募集期間・日程 (1) 2017年1月8日～2017年3月31日
(2) 理事会において選考する。
- 5 提出書類 (1) 「研究プロジェクト助成応募申請書」に必要事項を記入して応募してください。
(2) 申請書のフォーマットは次のURLからダウンロードしてください。 URL <http://www.f-jinken.com/>
- 6 提出先・問合せ (公社)福岡県人権研究所

／参／加／者／の／感／想／よ／り／
○フィールドワークは初めてで、実習生のみなさんと交流ができたのがとてもよかったです。講演会や学習会で、問題点や厳しさのみの印象が強かったのでみなさんの明るさ、笑顔で救われました。制度はすぐ変わらないで今の制度がより良く運用されてほしいと思います。みなさんとも意欲的で、明るく働けているのだなあと思います。夢がかなうといいですね。
○寒いだろうと思いました。日本語を帰国後活かせる環境があればと感じました。彼女達は、今後自分の将来にむかってがんばってほしいと思いました。雇用主とのオープンな関係性ができればいいです。
○フィリピンの方々が明るく、元気に働いておられ感心しました。全行程の学習・研修ではなく、収穫に重きを置いた研修が行なわれていて、労働力としての印象が、強く感じられた。しかし、国に帰って別の農業・畜産をしていきたいということで一安心しました。



受託事業紹介

**堺企業人権研究会
フィールドワーク
in 福岡**

本研究所では、フィールドワークなどを受託しています。今回は、2016年11月18日(金)「解放の父」と呼ばれた松本治一郎ゆかりの地を訪ね解放運動の歴史を学ぶ」をテーマにした堺企業人権研究会の研修を紹介します。

講師は、本研究所 竹森健二郎 会員(全国部落史研究会事務局長)。一般財団法人部落解放センターで参加者の自己紹介をした後、「福岡の部落史に学ぶ」というテーマで「解放令」から全九州水平社など福岡県の部落解放運動の概要についての講話をいただきました。フィールドワークは、小雨が降りましたが、寛政五人衆合葬之墓まで回ることができました。

参加者の感想をいただきましたので、以下に紹介します。

○「福岡は明治のころから全國から見て解放運動の強い地域である。それは1871(明治4)年の賤民廃止令(解放令)が一番の要因と思われる。解放令の主たる目的が地租改正の名の下に部落民から税を取ることが目的であってことでこれが部落民の反感をかつた。

一方、平民として部落民が振る舞うことに一般民が反発し1873年に筑前竹槍一揆が勃発し(全国的にみて大規模であった)、その後、水平社設立、差別糾弾が活発化していく……」という流れが理解できた。現地で学習することの重要性を改めて痛感した次第です。大変興味深く学習させていただいたことに感謝お礼申し上げます。

追伸)要望ですが今国会で部落差別解消法が可決・成立の見込みです。理念法ですが今後の解放運動にどう影響するのかを今後の講義

に入れていただければ幸いです。



(写真上：翁別神社

(写真下：寛政義民松原五人衆之碑)



○地域運動にとどまらず、国政のなかで不当な取扱いに正面から向かっていく、また国内にとどまらず中国との友好関係の構築にも尽力するなど、幅広い活動をされたことを伺い、改めて敬意を表したい。

○当日の天候も心配されましたがあ、なんとかフィールドワークも無事できました。松本治一郎のゆかりの土地を訪ねることで、彼が残した偉業と時代とともに失われていく足跡が(当時を偲ばせるものが少しづつ)なくなっていることに対して、今後の人権問題等への対応の難しさや時代に沿った取り組みの必要性を感じた。

○九州地域での水平社の立ち上げ等、解放運動の先駆けとして取り組まれた意思の強さやご苦労などを垣間見ることが出来、非常に有意義な研修であった。

■◇ 堀企業人権研究会のみなさま 感想や写真のご提供ありがとうございました。(事務局) ◇■

「寛政義民松原五人衆之碑」が完成

寛政五人衆（1800年）の命日にあたる2016年10月30日（日）に、「寛政義民松原五人衆之碑」完成記念講演会（講師：そのだひさこ、於千代人権のまちづくり館）と、「寛政五人衆合葬之墓」の右側に新たに建立された石碑の除幕式が行われました（於龍頭崎墓地）。そのだひさこさん（本研究所理事）の講演内容は機関誌『リベラシオン』第165号に掲載予定です。



事／務／局／日／誌／か／ら

(2016.10.30～2016.12.22 講師等敬称略)

10月

31月 事務局会 「松本治一郎先生逝去50周年記念集会」実行委員会（福岡市）

11月

3木 文化の日

4金 人権教育・啓発推進埼玉県実行委員会と部落解放・人権施策確立要求福岡県実行委員会との交流会（福岡市）

6日 第14回筑前竹槍一揆ウォーク in 宇美（宇美町）

12土 「いのち・愛・人権」北九州展2016開会式（北九州市；所長登壇）

「史実と授業・啓発の結合をめざして」（兼第192回定例研究会、第9回部落史研部会、第8回歴史学習プロジェクト、第9回史資料プロジェクト）（古賀市／報告；竹永茂美「松本治一郎と各地の水平運動」、塚本博和「人権学習と社会科歴史学の十字路」（コメント；石瀧豊美）

14月 事務局会（10:30）

16水 「法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入調査」（吉塚合同庁舎）

17木 くにさき地区人権・同和教育協議会フィールドワーク来局

18金 塙企業人権研究会フィールドワーク来局

19土 第10回部落史部会（兼第10回史資料プロジェクト古文書学習／古賀市）

21月 『リベラシオン』第164号発行（特集「松本治一郎逝去から50年」）

22火 「松本治一郎先生逝去50周年記念集会」（福岡市中央市民センター）

23水 勤労感謝の日

27日 北九州ふれあいフェスタ（北九州市）

第2回外国人部会（フィールドワーク／久留米市）

28月 事務局会

12月

4日 海外人権スタディツアーア企画部会（春日市）

5月 事務局会

6火 人権社会確立第36回全九州九研究集会第1日目（～12/7佐賀市）

7水 同2日目

九州地区部落解放史研究連絡協議会打合せ（佐賀市）

新人権教育学習教材開発検討委員会（県教育庁）

10土 第4回教育部会（馬出人権のまちづくり館 報告；濱本秀伸「生徒個々の特性を活かす学校づくり」）

第11回部落史研究部会（兼第11回史資料プロジェクト／古文書学習）（古賀市）

11日 第4回執行理事会

12月 事務局会 編集委員会

13火 定期監査（吉塚合同庁舎）

17土 第5回啓発部会（田川地区人権センター）

19月 事務局会

21水 第75回松本・井元研究会

住民意識調査等の受託事業に関する事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請や事業報告、公益法人関係事務、関係機関・団体等との連携・調整事務等については省略しています。